

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第11号
兵庫県立大学大学院情報科学研究科学生生活委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学生支援機構規程（平成25年兵庫県立大学規程第87号）第13条第4項の規定に基づき、情報科学研究科学生生活委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、情報科学研究科の学生生活支援等に関して次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 学習環境・学生支援の点検・評価に関すること。
- (2) その他学生生活に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、情報科学研究科の教授、准教授から情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する者4名程度をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。